

群馬県障害を理由とする差別解消条例（仮称）の 構成（たたき台）に係る意見・質問等

【意見票①】 条例に対する全般的な御意見等

- 条例制定に対する思いなど、条例に対する全般的な御意見等

【意見票②】 条例に対する項目別の御意見等

- 条例の構成（たたき台）に対する項目別の御意見等
- たたき台にはないが、条例に盛り込みたい項目

群馬県健康福祉部障害政策課社会参加推進係 田中様

一般社団法人群馬県手をつなぐ育成会

会長 江村恵子

群馬県障害を理由とする差別解消条例(仮称)の構成(たたき台)に係る
意見・質問 【意見票①】

1 条例に対する全般的な意見等

(条例制定に対する思いなど、条例に対する全般的なご意見をご記入ください)

いつもお世話になりましてありがとうございます。

上記の件に関しましての意見でございます。

平成28年4月に施行になりまして、ようやく群馬でも差別解消条例の検討が行われることということで、障害者団体としましては全力で取り組みに協力して行かなければならないと考えています。

広く行政・企業・県民に周知されるまでには時間が必要となると思います。確かな条例となるように連携して、進んでまいりたいと思います。

質問 ① P8の「合理的配慮」の定義の中で

本人が必要としていないような過剰な配慮は合理的でないと学びました。この件に関しましては、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意志の表明があった場合においてと記してありま

すので、この中に含まれるということによろしいでしょうか？

② P8 その実施に伴う負担が過重でないときは、

と記してありますが、「過重な負担」を理由として配慮を断る場合は、配慮を求めた本人にその理由を説明する義務があると学びました。何処の部分で触れていますか？

以上2点の質問です。会議の時にご回答いただければと思います。

よろしく願いいたします。

※送付票は不要です。3月9日(金)までに送付してください。
※本様式によらずに別の様式で作成しても差し支えありません。

【送信先】

・群馬県健康福祉部障害政策課社会参加推進係 田中あて
・FAX : 027-224-4776

団体名	群馬県視覚障害者福祉協会
委員名	榎澤 洋

群馬県障害を理由とする差別解消条例(仮称)の構成(たたき台)に係る
意見・質問等【意見票①】

1 条例に対する全般的な御意見等

(条例制定に対する思いなど、条例に対する全般的な御意見等を御記入ください)

- 資料を目を通しました。この通りです。具体例があった方がよいです。
お願いとして
- 厚生労働省の意見が通らない。市町村に意見が通らない
- 福祉の担当する公務員の皆さんが、この県条例をよく読んで
理解をしていたいただく必要があります。
合理的な配慮をして下さい。
- 合理的配慮へと柔軟な対応
あたえ側と受け側(障害者)の反対の言葉になっている。
福祉を担当する側の方が、優しさをもって対応していただく
ないと、無理があります。
- 偏見を考えてほしい

※送信票は不要です。3月9日(金)までに送信してください。
※本様式によらずに別の様式で作成しても差し支えありません。

【送信先】

・群馬県健康福祉部障害政策課社会参加推進係 田中あて
・FAX : 027-224-4776

団体名	(一社)群馬県聴覚障害者連盟
委員名	早川 健一

群馬県障害を理由とする差別解消条例(仮称)の構成(たたき台)に係る
意見・質問等【意見票①】

1 条例に対する全般的な御意見等

(条例制定に対する思いなど、条例に対する全般的な御意見等を御記入ください)

〈財政上の措置〉

施策に必要な財政上の措置を講ずるよう努める



講ずるものとする。

変えてほしいと思います。

理由

合理的配慮の必要時には対応できるように。
現在の施設でも合理的配慮が不足している。設備、
情報保障、コミュニケーション保障で対応出来る
環境を早く整備する為、予算を講じてほしい
のです。

※送信票は不要です。3月9日(金)までに送信してください。
※本様式によらずに別の様式で作成しても差し支えありません。

【送信先】

- ・群馬県健康福祉部障害政策課社会参加推進係 田中 様
- ・FAX : 027-224-4776

団体名	群馬弁護士会
委員名	弁護士 山本 聡

**群馬県障害を理由とする差別解消条例（仮称）の構成（たたき台）に係る
意見・質問等【意見票①】**

1 条例に対する全般的な御意見等

（条例制定に対する思いなど、条例に対する全般的な御意見等を御記入ください）

障害者基本法の策定に当たって第4条（何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の件利益を侵害する行為をしてはならない）が規定されたにもかかわらず、その後、障害者差別解消法が制定されるに到ったという背景には、基本法ができたにもかかわらず、いまだ障害者に対する差別が消えないという残念な現実があると考えています。

同法の成立や他都道府県における条例制定を受け、群馬県において差別解消条例が牽制日程に上ったことは、群馬県の障害者差別解消に向けた意欲を示すものであり、歓迎すべきことと受け止めています。

一方で、障害者差別の形態には、わざわざ不当な取扱いをするという積極的な差別類型と、配慮をする者に対して理由なく配慮をしないという消極的な差別類型とがあり、単に、「差別解消の実現を目指す」といっても、実効的な方策を具体化していくためには、積極類型の行為を控えるというだけでなく、従来していなかったアクションが取られなければならない、という点で、より多くのエネルギーを必要とする事業であると考えています。

今般、こうした難事業を方向付ける本条例の検討会委員となる機会をいただいたことにつき、私で務まるのだろうかとの逡巡は尽きるころはありません。しかしながら、群馬県において、差別解消に向けた実効的な施策のバイブルともなるべき本条例の検討に、法的な観点から関与のできることは、一弁護士としては望外の光栄でもあります。

群馬県における障害者差別解消の実現に向け、微力を尽くしてまいり所存です。

**群馬県障害を理由とする差別解消条例（仮称）の構成（たたき台）に係る
意見・質問等【意見票②】**

団体名	連合群馬（日本労働組合総連合会群馬県連合会）
委員名	高草木 悟

2 条例に対する項目別の御意見等

（条例の構成（たたき台）に対する項目別の御意見等を御記入ください）

（たたき台にはないが、条例に盛り込みたい項目などについても御記入ください）

項目 番号	項目名	御意見・御質問
		<p>たたき台にはありませんが、以下の3点について、追記の可否の検討をお願いします。</p> <p>①「身体障害者補助犬」（盲導犬・介助犬・聴導犬）の施策における、不足している補助犬の育成について、国と協力し積極的に推進する。</p> <p>②補助犬利用者に対する配慮を社会に浸透・定着させるための積極的な啓発・広報による周知の実施。</p> <p>③日常生活自立支援事業にかかる生活支援員や成年後見制度を担う後見人を育成するための取り組み。 （「13 職員の育成」、または、「14 教育」に追記）</p> <p>少し具体的な内容ではありますが、ご検討をお願いします。</p>

**群馬県障害を理由とする差別解消条例（仮称）の構成（たたき台）に係る
意見・質問等【意見票②】**

団体名	群馬弁護士会
委員名	弁護士 山 本 聡

2 条例に対する項目別の御意見等

（条例の構成（たたき台）に対する項目別の御意見等を御記入ください）

（たたき台にはないが、条例に盛り込みたい項目などについても御記入ください）

項目 番号	項目名	御意見・御質問
2 4	責務 役割	<p><弁護士会の見解を示したものでないことにご留意ください></p> <p>【質問】</p> <p>項目2（定義）において、①不当な差別的取扱い、②合理的配慮をしないこと、のいずれもが「障害を理由とする差別」であるとの規定を置くとのことである。</p> <p>その上で、項目4（差別の禁止）において、「障害を理由とする差別」をすることを何人に対しても禁止するとのことであるとし、参考として基本法第4条並びに解消法第7条及び第8条が掲げられている。</p> <p>この点につき、次の点をお伺いしたい。</p> <p>何人に対しても禁止する旨の規定は、いかなる条項を想定されているか。</p> <p>すなわち、「障害を理由とする差別をしてはならない」の如く上記①及び②を一括して規定することを想定されているのか。あるいは、解消法第7条、第8条の如く①と②とを別条項で規定することを想定されているのか。</p> <p>（質問の趣旨／意見）</p> <p>1 項目番号2（定義）において、</p> <p style="padding-left: 2em;">①不当な差別的取扱い、②合理的配慮をしないこと、のいずれもが「障害を理由とする差別」であるとの定義規定を置くとのこと。積極的に差別的取扱いをすること（①）であれ、相当な配慮をしない取扱い（②）であれ、障害を理由とする差別であることには変わりはなく、①・②のいずれも差別であることを明示することには賛成です。</p> <p>2 項目番号4（差別の禁止）では、上記の①・②を合わせて「障害を理由とする差別」とする定義を踏まえた上で、</p> <p style="padding-left: 2em;">何人も「障害を理由とする差別」をしてはならないとの規定を置くとのこと。</p> <p>(1) ①の不当な差別的取扱いは、いわば、積極的に差別行為を行うことであり、これが、行政機関等であれ、事業者を含む県民であれ、禁じられるべきことは言うまでもありません。したがって、①の不当な差別的取扱いにつき、「してはならない」と</p>

		<p><u>いう義務（努力義務ではなく）が何人に対しても設けられることは当然</u>です。</p> <p>(2) 一方で、②の合理的配慮については、一考が必要です。 項目番号2の定義を前提として「障害を理由とする差別（①・②）をしてはならない」という禁止規定とした場合、②については、「合理的配慮をしないことをしてはならない」となります。この場合、名宛人は、解消法が規定している努力義務を越えた義務を負うこととなります。<u>合理的配慮をしないことの免責事由である「実施に伴う負担が過重である」ことの立証責任を名宛人が負うことと併せ考えれば、合理的配慮の努力義務に留まるのか、義務を負うのかは、名宛人としては重大な関心事</u>となるはずです。</p> <p>3 <u>合理的配慮をとるには相応の積極的行為を伴うものであり、名宛人（例えば事業者）には負担を生ぜしめる</u>ものです。仮に、努力義務に留めず義務とする場合、名宛人に対し、<u>単に技術的助言、周知・広報にとどまらず、さらに、例えば、積極的行為を慫慂するための助成などの積極的な財政支出等の支援、具体的な方法を示すマニュアルの作成等の支援などがなければ、名宛人（例えば事業者）の理解を得ることは難しい</u>と思われます。</p> <p>4 もとより、基本方針第1の2の(3)においても、上乘せ・横出し条例は否定されておらず、<u>県条例において、解消法が努力義務に留めている名宛人（例えば事業者）に対して義務を課することも否定はされず、かつ、差別解消の実現に向けて群馬県が積極的な意思表示をすることには意義があること</u>と思料します。 ただ、①・②を一括して禁止するという積極的な規定を設ける場合には、名宛人に対する<u>実効的な支援策が検討・実施される</u>必要があるものと考えます。</p>
--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

項目 番号	項目名	御意見・御質問
8	事業者の 役割	<p><弁護士会の見解を示したものでないことにご留意ください></p> <p>【質問】</p> <p>項目番号8（事業者の役割）の（参考）には、解消法については「（規定なし）」と記載されている。</p> <p>解消法第5条には、合理的配慮に関する事業者の役割の規定があるが、項目番号8で想定される条項には、解消法5条の役割は当然に盛り込むことを想定しているという理解でよいか。</p> <p>（質問の趣旨／意見）</p> <p>解消法第3条、第4条に対応して県・市町村、県民の差別解消の推進に向けた役割を規定することに加え、事業者を名宛人とする条項を新設することには賛成です。</p> <p>事業者には解消法でも既に事業者と同様に合理的配慮に関する環境整備の努力義務が規定されています。事業者の行う事業活動は、社会内で持つ影響力の点で行政機関等の事業と異なるところはなく、<u>引き続き、合理的配慮に関する環境整備の努力義務ないし役割は盛り込まれるべき</u>と考えます。</p>

項目 番号	項目名	御意見・御質問
10	財政上の 措置	<p><弁護士会の見解を示したものでないことにご留意ください></p> <p>【意見】 項目番号10（財政上の措置）につき、 「～必要な財政上の措置を講ずるよう努める」 に留めず、 「～必要な財政上の措置を講じなければならない」 又は、少なくとも 「～必要な財政上の措置を講じるものとする」 とすべきである。</p> <p>（意見の趣旨） 本条例は、差別解消を実現するためには、単に不当な差別取扱いを行うことを控えるというだけでなく、積極的に合理的配慮が実施されていくことが必要という基本認識に立ったものと理解しています（例えば、項目番号2（定義）、項目番号4（差別の禁止）など）。</p> <p>特に後者の「合理的配慮」を実施していくためには、制度の普及・啓発といった広報活動はもちろんのこと、<u>合理的配慮の実施を求められる者において不十分であった箇所に積極的な改善を図っていく必要が生じ、このための経済的負担は無視できないものがあります。公的セクションからの助成を始めとした経済的支援は、施策実現に向けた重要な要素と考えます。</u></p> <p>解消法においても、財政上の措置について「<u>政府は～しなければならない</u>」と規定されていることも踏まえ、<u>県条例においても、県の財政上の措置を努力義務に留めず、「しなければならない」か、少なくとも「するものとする」旨を明示すべきと考えます。</u></p>

項目 番号	項目名	御意見・御質問
1 1	相談機関	<p data-bbox="491 324 1342 353"><弁護士会の見解を示したものでないことにご留意ください></p> <p data-bbox="501 409 595 439">【質問】</p> <p data-bbox="517 450 1406 734">項目番号10（相談機関）の「◎群馬県の考え」に記載された「県の相談窓口」、「助言、苦情処理等を専門的に行う国、県、市町村等に設置する機関等を紹介」、「把握した事案を適宜関係省庁等につなぎ、必要に応じて対応状況等を関係省庁等に確認することで対応」、「既存の制度や権限のある機関を十分に活用」等につき、県自身の体制・行動としてはどのようなことを想定しているのかお伺いしたい。</p>

項目 番号	項目名	御意見・御質問
1 2	啓発活動	<p><弁護士会の見解を示したものでないことにご留意ください></p> <p>【意見】</p> <p>項目番号12（啓発活動）につき、 「障害、障害者の人権、障害者に対する福祉に対する理解・関心の欠如・不足その他障害者差別の諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行う」 等、諸要因の例を具体的に示し、啓発活動の方向性を明示してはどうか。 （意見の趣旨）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 障害者であるというだけでなされる不当な差別、障害を持っていることを理由とした不当な差別は、「障害なし障害者に対する理解・関心の欠如・不足」によって生じる場合があるという認識には同調します。当然、啓発活動の必要性についても同様です。 この点、<u>できれば「啓発活動」の方向性まで条例において明示できるとよい</u>と考えます。 2 <u>不当な差別や理解をその根っこには、障害そのものや障害者に対する偏見などにとどまらず、「（障害者の）人権」や「（障害者に対する（社会）福祉（制度）」への理解・関心の欠如・不足や誤解などもあるように</u>思います。 3 啓発活動を根拠づける規定を策定するに当たっては、解消すべきこれら諸要因を具体的に例示した上で、方向性を定めて啓発活動を行っていくことが必要であると思料します。